

鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、家庭から排出される生ごみ(事業活動に伴い排出される生ごみを除く。以下「生ごみ」という。)を処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費に対し補助することにより、生ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図り、もって生活環境の保全を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「家庭用生ごみ堆肥化容器等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 土中の微生物、生ごみ堆肥化促進剤等を利用し、又は使用して生ごみを発酵させ、分解すること等により堆肥化し、若しくは消滅させること(以下単に「生ごみの堆肥化」という。)ができる容器(附属品一式を含む。)その他市長が認めるもの
- (2) 生ごみ堆肥化基材 生ごみの堆肥化を目的に使用する基材のうち次に掲げるもの
 - ア ピートモス及びもみ殻くん炭
 - イ EMぼかし、生ごみ発酵促進剤その他の生ごみの堆肥化を目的として販売されている製品(容器を除く。)
 - ウ ダンボール箱を利用した生ごみの堆肥化のために専用に作られた製品(附属品一式を含む。以下「段ボールコンポストセット」という。)

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に居住していること。
- (2) 当該年度に家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入し、購入後使用していること。

(補助金の対象経費等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる家庭用生ごみ堆肥化容器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(これらの額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、生ごみ堆肥化容器と生ごみ堆肥化基材がセットで販売される製品を購入した場合は、第1号に定める額とする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 1世帯につき5年間に2基を限度とし、1基につき、その購入に要した額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)の3分の2に相当する額(上限額4,000円とする。)

- (2) 生ごみ堆肥化基材 1世帯につき1年度に1件を限度とし、その購入に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の3分の2に相当する額（上限額2,000円とする。）
- 2 本補助金は、前項各号の規定により算定した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付の申請及び請求に関する手続を併合して行うこととする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、購入した日の属する年度内に別記様式を市長に提出しなければならない。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本及び製品がわかるもの
- (2) 生ごみ堆肥化基材（ピートモス及びもみ殻くん炭又は段ボールコンポストセットに限る。）に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本
- (3) 生ごみ堆肥化基材（前号に該当する物を除く。）に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本及び生ごみの堆肥化を用途とするものであることがわかるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

（実績報告）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行し、対象は平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式 別添のとおり